

富山県地域防災計画

風水害編・火災編・個別災害編

令和 7 年 3 月修正

富山県防災会議

富山県地域防災計画

風水害編・火災編・個別災害編

富山県防災会議

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）用語例

1 防災関係機関の用語例

- (1) 防災関係機関：県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者をいう。（防災関係機関のうち特にある機関を取り出し、「県、市町村及び防災関係機関は……」等と用いている場合、その「防災関係機関」は特に例示している機関以外の防災機関をさす。）
- (2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、管区海上保安本部及び地方環境事務所をいう。
- (3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。
- (4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、株式会社北國新聞社、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。
- (5) ライフライン機関：当計画では、電力、ガス、上下水道、通信の各機関をさす。

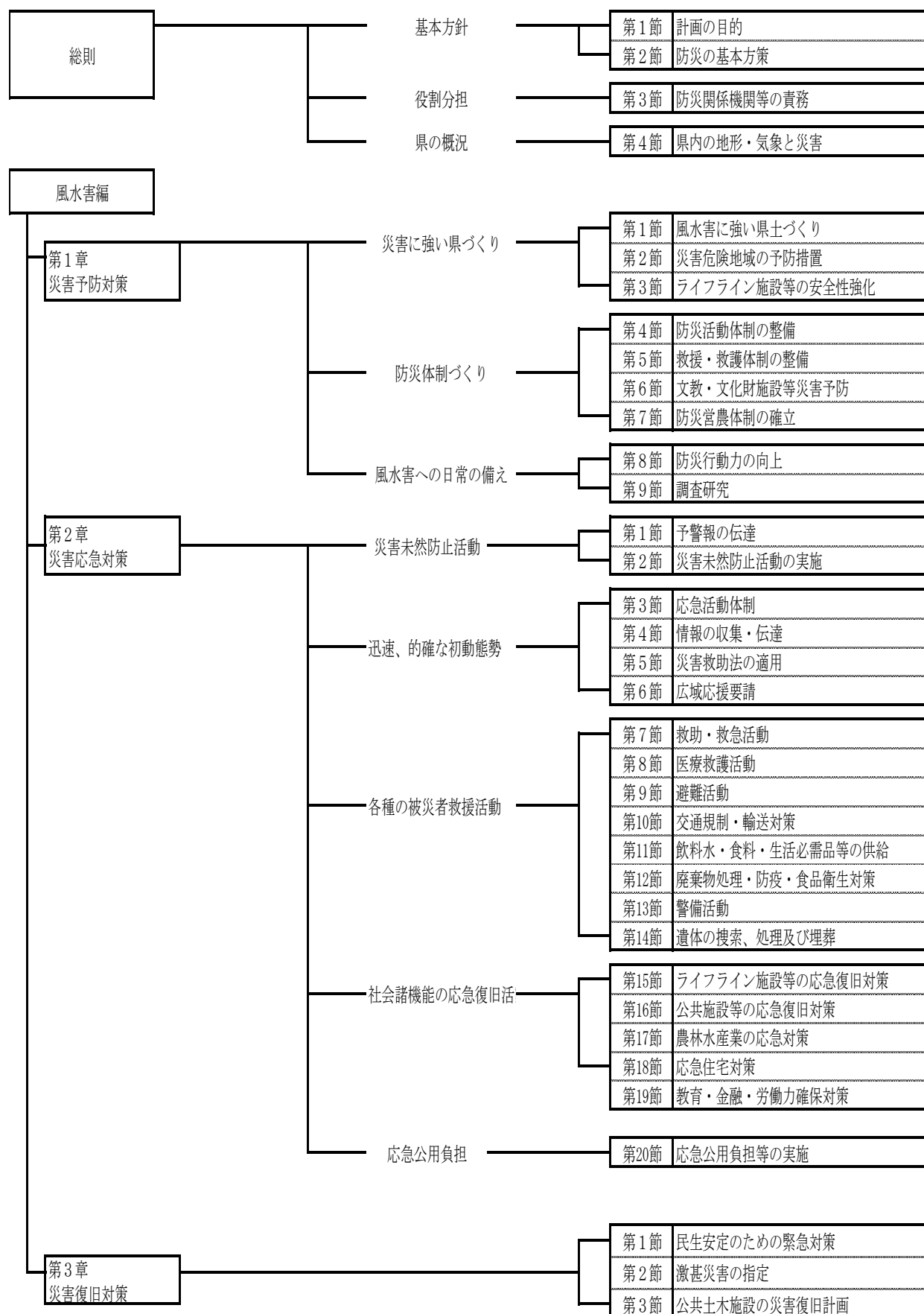
2 特定の用語に含まれる範囲、意味

- (1) 災害：災害対策基本法第2条第1号に定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 発災時：初期の災害発生時をいう。
- (3) 災害時：被害の開始から終息までをいう。

3 語の読み替え

県各部局の名称は、県災害対策本部を設置したときは、「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」に定める名称に読み替える。

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）の体系



火災編				
第1章 火災予防対策		第1節	防災都市づくり	
		第2節	予防行政の充実強化	
		第3節	林野火災予防対策	
第4節		大火危険気象に対する予防措置		
第5節		防災活動体制の整備		
第6節		救援・救護体制の整備		
第7節		防災行動力の向上		
第2章 火災応急対策		第1節	火災警報等の伝達	
		第2節	応急活動体制	
		第3節	情報の収集・伝達	
第4節		消火活動		
第5節		林野火災応急対策		
(風水害編第2章 応急対策 各節 参照)		第6節	災害救助法の適用	
		第7節	広域応援要請	
		第8節	救助・救急活動	
		第9節	医療救護活動	
		第10節	避難活動	
		第11節	交通規制・輸送対策	
		第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	
		第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	
		第14節	警備活動	
		第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬	
		第16節	ライフライン施設等の応急復旧対策	
		第17節	公共施設等の応急復旧対策	
		第18節	応急住宅対策	
		第19節	教育・金融・労働力確保対策	
第3章 火災復旧対策			第1節	民生安定のための緊急対策
			第2節	激甚災害の指定
			第3節	公共土木施設の災害復旧計画
(風水害編第3章 応急対策 各節 参照)				

個別災害編		
第1章 火山災害対策		第1節 火山災害予防対策
		第2節 火山災害応急対策
		第3節 火山災害復旧対策
第2章 海上災害対策		第1節 海上災害予防対策
		第2節 海上災害応急対策
		第3節 海上災害復旧対策
第3章 航空災害対策		第1節 航空災害予防対策
		第2節 航空災害応急対策
第4章 鉄道災害対策		第1節 鉄道災害予防対策
		第2節 鉄道災害応急対策
		第3節 鉄道災害復旧対策
第5章 道路災害対策		第1節 道路災害予防対策
		第2節 道路災害応急対策
		第3節 道路災害復旧対策
第6章 危険物等災害対策		第1節 危険物等災害予防対策
		第2節 危険物等災害応急対策
		第3節 危険物等災害復旧対策

目 次

総 則	1
第1節 計画の目的	2
第1 計画の目的	2
第2 計画の性格	2
第3 計画の構成	2
第2節 防災の基本方策	4
第1 防災についての考え方	4
第2 防災の各段階における基本方策	4
第3 各種計画等の作成	6
第3節 防災関係機関等の責務	7
第1 防災関係機関等の責務	7
第2 防災関係機関等の業務大綱	8
第3 役割分担	13
第4節 県内の地形・気象と災害	15
第1 地形、気象の特性	15
第2 社会環境の変化	17
第3 過去の主な災害	19

風水害編

第1章 災害予防対策	26
第1節 風水害に強い県土づくり	27
第1 風水害に強い県土の形成	27
第2 山地保全事業	28
第3 河川等整備事業	31
第4 海岸整備事業等	31
第5 港湾整備事業	32
第6 漁港整備事業	32
第7 道路等整備事業	32
第8 農村地域防災減災事業	33
第9 空港施設等管理事業	33
第10 鉄道施設等整備事業	34
第2節 災害危険地域の予防措置	35
第1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	35

第2	山地災害危険箇所	38
第3	防災重点農業用ため池	38
第4	重要水防箇所及び浸水想定区域	38
第5	災害危険区域等	41
第3節	ライフライン施設等の安全性強化	42
第1	ライフライン施設の安全性強化	42
第2	廃棄物処理施設の安全性強化	51
第4節	防災活動体制の整備	53
第1	防災拠点施設の整備	55
第2	気象観測施設等の整備等	57
第3	資機材の整備	58
第4	国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化	59
第5	通信連絡体制の整備	59
第6	情報収集体制の強化	63
第7	広報活動体制の強化	64
第8	災害対策本部体制の強化	64
第9	業務継続体制の確保	65
第10	緊急輸送ネットワークの整備	65
第11	航空防災体制の強化	69
第12	相互応援体制の整備	72
第13	災害復旧・復興への備え	83
第5節	救援・救護体制の整備	85
第1	消防力の強化	85
第2	医療救護体制の整備	87
第3	緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	90
第4	災害救援ボランティア活動の体制強化	100
第5	孤立集落の予防	102
第6節	文教・文化財施設等災害予防	105
第1	文教施設	105
第2	文化財施設	106
第7節	防災営農体制の確立	107
第1	稲及び畑作物	107
第2	育苗施設及び乾燥調製施設	107
第3	園芸作物及び果樹	107
第4	家畜及び畜産施設	108
第5	林産物	108
第6	漁業の安全対策	108
第8節	防災行動力の向上	109

第1	防災意識の高揚	109
第2	自主防災組織の強化	114
第3	防災訓練の充実	118
第4	要配慮者の安全確保	122
第9節	調査研究	127
第1	風水害対策調査研究の推進	127
第2	土砂災害が発生するおそれのある区域の調査研究の推進	128

第2章 災害応急対策 130

第1節	予警報の伝達	132
第1	気象に関する予警報の種類及び発表基準	132
第2	水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準	141
第3	水防法に基づく氾濫危険水位到達情報の通知基準	143
第4	伝達体制	144
第2節	災害未然防止活動の実施	147
第1	水害対策	147
第2	土砂災害対策	149
第3節	応急活動体制	153
第1	県の活動体制	153
第2	市町村の活動体制	160
第3	防災関係機関の活動体制	161
第4	災害救援ボランティアの受入れ	161
第5	帰宅困難者対策	164
第4節	情報の収集・伝達	165
第1	被害状況等の収集・伝達活動	165
第2	通信連絡体制	169
第3	広報及び広聴活動	172
第5節	災害救助法の適用	176
第1	災害救助法の適用	176
第2	救助実施体制	177
第6節	広域応援要請	179
第1	相互協力	181
第2	応援要請	184
第7節	救助・救急活動	190
第1	救助活動	190
第2	救急活動	191
第3	消防応援要請	192

第4	惨事ストレス対策	193
第8節	医療救護活動	194
第1	連絡体制	195
第2	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	197
第3	富山県ドクターヘリの派遣	197
第4	医療救護班の派遣	198
第5	医療救護所の設置及び運営	198
第6	後方医療体制	198
第7	医薬品、血液の供給体制	199
第8	医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応	199
第9	被災地における保健医療の確保	199
第10	精神保健医療体制	200
第9節	避難活動	202
第1	避難指示及び誘導	202
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	206
第3	避難所の設置・運営	207
第4	要配慮者への支援	210
第5	精神保健対策	212
第6	飼養動物の保護等	213
第10節	交通規制・輸送対策	214
第1	交通情報の収集伝達及び規制の実施	214
第2	緊急交通路の確保	215
第3	災害時における車両の移動等	217
第4	輸送車両、船舶、航空機の確保	217
第11節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	222
第1	飲料水の確保	222
第2	食料・生活必需品の供給	222
第3	物価安定・消費者保護対策	226
第12節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	228
第1	し尿処理	229
第2	ごみ、災害廃棄物の処理	229
第3	産業廃棄物処理	230
第4	防疫対策	230
第5	食品衛生対策	231
第13節	警備活動	233
第1	犯罪の予防、取締り	233
第2	行方不明者の捜索	234
第14節	遺体の捜索、処理及び埋葬	236

第1	遺体の捜索	236
第2	遺体の処理	236
第3	遺体の埋葬	237
第15節	ライフライン施設の応急復旧対策	238
第1	電力施設	238
第2	ガス施設	240
第3	上水道施設	242
第4	下水道施設	243
第5	通信施設	244
第16節	公共施設等の応急復旧対策	245
第1	公共土木施設等	245
第2	鉄道施設等	250
第3	社会公共施設等	252
第17節	農林水産業の応急対策	254
第1	稲及び畑作物	254
第2	農地	254
第3	水稻育苗施設及び乾燥調製施設	254
第4	園芸作物及び果樹	254
第5	園芸用施設	255
第6	畜産及び畜産施設	255
第7	漁船、漁具等	255
第8	農業用排水路	255
第9	林地	255
第18節	応急住宅対策	256
第1	応急仮設住宅の確保	256
第2	被災住宅の応急修理	256
第3	建設資機材等の調達	259
第4	災害の拡大防止と二次災害の防止	260
第19節	教育・金融・労働力確保対策	261
第1	応急教育等	261
第2	応急金融対策	265
第3	労働力の確保	252
第20節	応急公用負担等の実施	268
第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担	268
第2	他の法律に規定する公用負担	270
第3章	災害復旧対策	274

第1節 民生安定のための緊急対策	274
第1 被災者の生活確保	275
第2 中小企業、農林漁業者に対する支援	284
第3 税の徴収猶予及び減免等	285
第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	286
第2節 激甚災害の指定	287
第1 激甚災害指定手続	287
第2 特別財政援助額の交付手続等	292
第3節 公共土木施設の災害復旧計画	295
第1 災害復旧計画の策定等	295
第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用	295
第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用	296

火災編

第1章 火災予防対策	297
第1節 防災都市づくり	298
第1 防災ブロックの形成	298
第2 防災空間の整備拡大	299
第3 建築物の不燃化の促進	300
第4 市街地の再開発	300
第2節 予防行政の充実強化	302
第1 防火管理の徹底	302
第2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化	302
第3 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度	302
第4 消防同意の厳正な運用	303
第5 予防査察の徹底	303
第6 消防設備士の資質向上	303
第3節 林野火災予防対策	304
第1 林野火災に強い地域づくり	304
第2 広報活動の充実	304
第3 予防体制の強化	304
第4節 大火危険気象に対する予防措置	305
第1 火災警報の発令	305
第2 消防機関の警戒措置体制の確保	305
第3 防火対象物の警戒	305
第4 消防機関の点検整備と災害時の出動体制	305

第5	火災発生防止の緊急措置	305
第5節	防災活動体制の整備	307
第1	通信連絡体制の整備 (風水害編第1章第4節第4 参照)	
第2	緊急輸送ネットワークの整備 (風水害編第1章第4節第6 参照)	
第3	航空防災体制の強化 (風水害編第1章第4節第7 参照)	
第4	相互応援体制の整備 (風水害編第1章第4節第8 参照)	
第6節	救援・救護体制の整備	308
第1	消防力の強化	308
第2	医療救護体制の整備 (風水害編第1章第5節第2 参照)	
第3	緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (風水害編第1章第5節第3 参照)	
第4	災害救援ボランティア活動の支援 (風水害編第1章第5節第4 参照)	
第7節	防災行動力の向上	312
第1	防火意識の高揚	312
第2	自主防災組織の強化 (風水害編第1章第8節第2 参照)	
第3	防災訓練の充実 (風水害編第1章第8節第3 参照)	
第4	要配慮者の安全確保 (風水害編第1章第8節第4 参照)	

第2章 火災応急対策 314

第1節	火災警報等の伝達	315
第1	火災気象通報	315
第2	火災警報の発令	315
第3	伝達体制	315
第2節	応急活動体制	317
第1	県の活動体制	317
第2	市町村の活動体制	318
第3	防災関係機関の活動体制	319
第3節	情報の収集・伝達	320
第1	被害状況等の収集・伝達活動	320
第2	通信連絡体制	322
第3	広報活動	322
第4節	消火活動	324
第1	県民の活動	324
第2	自主防災組織、事業所の活動	324
第3	消防機関の活動	325
第4	消防応援要請 (風水害編第2章第7節第3 参照)	
第5節	林野火災応急対策	327

第1節	林野火災の消火活動体制	327
第2節	二次災害の防止	328
第6節	災害救助法の適用	(風水害編第2章第5節 参照)
第7節	広域応援要請	(風水害編第2章第6節 参照)
第8節	救助・救急活動	(風水害編第2章第7節 参照)
第9節	医療救護活動	(風水害編第2章第8節 参照)
第10節	避難活動	(風水害編第2章第9節 参照)
第11節	交通規制・輸送対策	(風水害編第2章第10節 参照)
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	(風水害編第2章第11節 参照)
第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	(風水害編第2章第12節 参照)
第14節	警備活動	(風水害編第2章第13節 参照)
第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬	(風水害編第2章第14節 参照)
第16節	ライフライン施設の応急復旧対策	(風水害編第2章第15節 参照)
第17節	公共施設等の応急復旧対策	(風水害編第2章第16節 参照)
第18節	応急住宅対策	(風水害編第2章第18節 参照)
第19節	教育・金融・労働力確保対策	(風水害編第2章第19節 参照)

第3章 火災復旧対策 330

第1節	民生安定のための緊急対策	(風水害編第3章第1節 参照)
第2節	激甚災害の指定	(風水害編第3章第2節 参照)
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	(風水害編第3章第3節 参照)

個別災害編

第1章 火山災害対策 330

第1節	火山災害予防対策	331
第1節	弥陀ヶ原火山の概要	332
第2節	弥陀ヶ原火山防災協議会等	335
第3節	防災活動体制の整備	337
第4節	救援・救護体制の整備	337
第5節	防災訓練の充実	337
第2節	火山災害応急対策	339
第1節	予警報の伝達	340
第2節	情報の収集・伝達	345
第3節	応急活動体制	346

第4	広域応援要請	（風水害編第2章第6節 参照）	
第5	救助・救急活動	（風水害編第2章第7節 参照）	
第6	医療救護活動	（風水害編第2章第7節 参照）	
第7	避難活動		347
第8	輸送車両、船舶、航空機の確保		348
第9	行方不明者の搜索	（風水害編第2章第13節 参照）	
第10	遺体の搜索、処理及び埋葬	（風水害編第2章第14節 参照）	
第11	二次災害等の防止活動		349
第3節	火山災害復旧対策	（風水害編第3章 参照）	

第2章 海上災害対策 351

第1節	海上災害予防対策		353
第1	海上交通の安全確保		353
第2	防災活動体制の整備		355
第3	救援・救護体制の整備		355
第4	危険物等防除体制の整備		356
第5	防災訓練の充実		357
第2節	海上災害応急対策		358
第1	応急活動体制		360
第2	情報の収集・伝達		362
第3	広域応援要請	（風水害編第2章第6節 参照）	
第4	救助・救急活動		366
第5	医療救護活動	（風水害編第2章第8節 参照）	
第6	危険物等の大量流出に対する応急対策		367
第7	遺体の搜索、処理及び埋葬	（風水害編第2章第14節 参照）	
第8	二次災害等の防止活動		369
第3節	海上災害復旧対策		371

第3章 航空災害対策 372

第1節	航空災害予防対策		373
第1	航空交通の安全確保		373
第2	防災活動体制の整備		374
第3	救援・救護体制の整備		374
第4	防災訓練の充実		375
第2節	航空災害応急対策		376

第1	応急活動体制	377
第2	情報の収集・伝達	379
第3	広域応援要請	(風水害編第2章第6節 参照)
第4	救助・救急活動	385
第5	医療救護活動	(風水害編第2章第8節 参照)
第6	交通規制・緊急交通路の確保	385
第7	災害時における車両の移動等	386
第8	行方不明者の捜索	386
第9	遺体の捜索、処理及び埋葬	(風水害編第2章第14節 参照)

第4章 鉄道災害対策 388

第1節	鉄道災害予防対策	389
第1	鉄軌道交通の安全確保	389
第2	防災活動体制の整備	391
第3	救援・救護体制の整備	392
第4	防災訓練の充実	393
第2節	鉄道災害応急対策	394
第1	応急活動体制	395
第2	情報の収集・伝達	397
第3	広域応援要請	(風水害編第2章第6節 参照)
第4	救助・救急活動	400
第5	医療救護活動	(風水害編第2章第8節 参照)
第6	交通規制・緊急交通路の確保	401
第7	災害時における車両の移動等	401
第8	遺体の捜索、処理及び埋葬	(風水害編第2章第14節 参照)
第9	代替交通手段の確保	403
第3節	鉄道災害復旧対策	404

第5章 道路災害対策 405

第1節	道路災害予防対策	406
第1	道路交通の安全確保	406
第2	防災活動体制の整備	408
第3	救援・救護体制の整備	408
第4	防災訓練の充実	409
第2節	道路災害応急対策	410
第1	応急活動体制	411

第2	情報の収集・伝達	413
第3	広域応援要請	(風水害編第2章第6節 参照)
第4	救助・救急活動	416
第5	医療救護活動	(風水害編第2章第8節 参照)
第6	交通規制・緊急交通路の確保	417
第7	災害時における車両の移動等	419
第8	遺体の捜索、処理及び埋葬	(風水害編第2章第14節 参照)
第9	道路施設等の応急復旧活動	419
第3節	道路災害復旧対策	420

第6章 危険物等災害対策 421

第1節	危険物等災害予防対策	422
第1	危険物施設等の安全性の確保	422
第2	防災活動体制の整備	(風水害編第1章第4節 参照)
第3	救援・救護体制の整備	427
第4	防災訓練の充実	428
第2節	危険物等災害応急対策	429
第1	応急活動体制	430
第2	情報の収集・伝達	434
第3	広域応援要請	(風水害編第2章第6節 参照)
第4	救助・救急活動	436
第5	医療救護活動	(風水害編第2章第8節 参照)
第6	交通規制・緊急交通路の確保	438
第7	災害時における車両の移動等	439
第8	避難活動	(風水害編第2章第9節 参照)
第9	遺体の捜索、処理及び埋葬	(風水害編第2章第14節 参照)
第3節	危険物等災害復旧対策	441

富山県地域防災計画の沿革

